

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「平成 26 年度までに賦課決定された国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料のうち減額賦課事由が生じている保険料の還付及び還付加算金の加算について適正な取扱いが徹底されるよう、改めて市町村及び都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に周知する必要がある」等の意見を得ました。これを踏まえて、平成 28 年 6 月 24 日に厚生労働省にあっせんし、以下のとおり、回答を得ました。

（行政相談の要旨）

- ① 母の後期高齢者医療の保険料について、所得税や地方税と同様に過去 5 年間分について遡及して還付してほしい。
- ② 保険料の還付加算金の時効は 5 年であるが、2 年と解している市がある。厚生労働省は、市町村に還付加算金の時効期間を周知する必要があるのではないか。

（注）①は島根行政評価事務所が受け付けた相談で、②は中部管区行政評価局が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

- ① 平成 26 年度までに賦課決定された国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料のうち減額賦課事由が生じている保険料については、いずれの市町村及び広域連合においても 5 年程度遡及して適正に減額賦課され、過徴収の保険料が還付されるよう改めて周知すること。
- ② 各保険料の還付加算金については、いずれの市町村においても、消滅時効を 5 年として適正に加算するよう周知すること。



（回答要旨）

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の取扱いについて、それぞれ平成 28 年 9 月 27 日付けの文書により、総務省行政評価局のあっせん内容及び次のことを都道府県を通じて市町村に周知した。

- ① 平成 26 年度までの保険料の減額賦課の取扱いについては、最初の保険料の納期の翌日から 2 年経過以後も減額賦課できること。その場合、5 年程度遡って減額賦課することが想定されること。
- ② 還付加算金の消滅時効については、地方自治法第 236 条の規定により 5 年となること。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、尾崎

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>